

令和3年度 第11回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和3年度第11回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年2月28日(月) 14:00~14:39	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
事 務 局 職 員	事務局長 藤田 幸広 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
傍 聴 者			
議 事 録 署名委員	1 番 村上 浩司 2 番 清水 正子		
提出議題	議事 諸報告 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号 申請者からの取下げ(農地法第4条) 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第48号 非農地証明申請について 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和3年度第11回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、出席者数9名中、欠席者0名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お世話になります。やっと暖かい日が多くなってきて、幾分か過ごしやすくなりましたが、新型コロナウイルス感染症は、未だ予断を許さない状態が続いております。乾燥した日々も続いており、火の取扱いには十分注意しながら営農作業を行っていただきたいと思っております。体調にも十分、注意していただきながら過ごしていきましょう。本日もよろしくお祈いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしくお祈いします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては1番の村上委員と2番の清水委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、兼平、佐山、久保の4名を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局の方から何かございますか。

兼平書記 令和4年2月8日に農業委員・農地利用最適化推進委員研修会をWEB会議で出席した件について報告。

それでは、本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明申請について。

3つ目は、農用地利用集積計画の決定についてです。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に補足しますと、本国会で我々に関係する法律が2件、上程されております。

一つ目は、農業委員会等に関する法律、二つ目は、農業経営基盤強化促進法です。その中身をざっくり申しますと、これまで努力規定だったものが、法定化されて「やらなければならない」といった罰則規定になるというものです。

それに伴って、農業委員会に下りてくる仕事が大いというか、大変な仕事の下りてくるのが当然、予想されます。その辺りの記事を農業新聞、ニュース等を注視していただきたいと思います。その中で、御意見、御質問等ございましたらまたの機会に上げてください。よろしく申し上げます。補足は以上です。

それでは、議事の方に入ります。日程第4の議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和4年2月28日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、譲受人、B。

所在地、沖美町是長字●●●の1筆。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難なため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「自営のカフェで野菜中心のランチを提供するため、農地を所有して営農する。農業経験は家庭菜園レベルだが、弟が中町に居住して営農をしているため手伝ってもらい、野菜等を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 下河内委員、お願いします。

下河内委員 事務局の説明どおりです。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、C、譲受人、D。

所在地、能美町中町字●●の4筆。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「今後、居住予定のない実家の譲渡に合わせて、隣接する農地と一緒に有償で譲り渡す。」

譲受人は「自分の住む住宅を探していたところ、譲渡人と実家の売買について合意が得られたので、住宅と隣接する農地を合わせて取得する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以

上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 私が欲しいくらいの立派な家で、こちらに住んで畑を管理してもらえるのであれば、言うことはないので、問題はありません。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とさせていただきます。以上で農地法第3条の審議を終わります。議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

兼平書記 議案第46号の農地法第4条の許可申請についてですが、取下げとなりましたので、農地法第5条の審議に移ります。

議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和4年2月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、E、譲受人、F。

所在地、沖美町畑字●●●の1筆。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「相続物件を整理するに当たり土地を調査したところ、平成18年から仮登記のままであることが分かった。今回、条件が整ったため有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地に隣接する宅地を所有しており、現況も宅地になっている。今後、一体を宅地で所有するに当たり、所有権変更の条件が整ったため有償で譲り受け、地目変更登記も一緒に行う。」以上、御審議をお願いします。

議長 下河内委員、お願いします。

下河内委員 事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 2、譲渡人、G、譲受人、H 代表取締役 I。 所在地、大柿町小古江字●、1 筆。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「平成 15 年頃、本社建物に隣接する倉庫の建設の際、農地法の許可を得ることを失念していたため、始末書を添えて申請する。」 譲受人は「この度、譲渡人と当該地の売却について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	事務局の言われたとおりです。
議 長	他に質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で農地法第 5 条の審議を終わりにして、議案 48 号、非農地証明申請について、説明をお願いします。
兼平書記	議案第 48 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 2 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、申請人、G、所在地、大柿町小古江字●、地目、台帳、畑、現況、山林。 申請理由は、「昭和 63 年に取得してから今日まで耕作しておらず、山林に戻っているため申請する。」以上、御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	事務局が説明したとおり現地は、かなり山林化していました。
議 長	他に質問等、ございますか。

委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 2、申請人、H、所在地、大柿町大原字●●、地目、台帳、田、現況、山林。 申請理由は、「30 年以上は耕作しておらず、山林にもどっているため申請する。」以上、御審議をお願いします。
議長	村上委員、お願いします。
村上委員	事務局が言われたとおり間違いはありませんが、現地確認を行った際に危険を感じましたので、遠目からの確認にて判断しました。それでも、山林で間違いありません。
議長	他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で非農地証明申請を終わりにして、議案第 49 号の農用地利用集積計画の決定について、説明をお願いします。
兼平書記	本案件について、出席委員さんが申請者となっている事案ありますので、I 委員は、一時退席をお願いします。 I 委員退室。
兼平書記	議案第 49 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 2 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 今月は 4 件の申請がありました。 番号 1、所在地、能美町鹿川字●●、所有者、J、借主、K、利用権の種類、賃貸借権、内容、野菜、始期から 5 年間。

番号 2、所在地、能美町中町字●●●、所有者、L、借主、N、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期から 9 年間で 10 か月。

番号 3、所在地、能美町鹿川字●●、所有者、A、借主、B、利用権の種類、賃貸借権、内容、野菜、始期から 5 年間。

番号 4、所在地、沖美町三吉字●●●、所有者、O、借主、I、利用権の種類、使用貸借権、内容、花卉、始期から 6 年間。

以上 4 件です。御審議をお願いします。

議長 何か御質問等ございますか。

久保田委員 1 番の案件についてですが、所有者、借主とも□□の職員であり、江田島市に住んでいる者が広島市に住所がある者に貸すというのは、けしからんことであると言っておこうと思います。両者とも、よく知っていますので。まあ、□□の職員が土日を利用して営農することは、非常に喜ばしいことだと思います。もっと、他の職員も積極的にどんどんやって欲しいものです。

□□の職員と同時に、行政の職員も農業をやって欲しいです。特に農林水産課、農業委員会の職員は、業務が農業と関係あると思われるので、農業に携わる意味でも土日祝日を利用して農業をやってもらいたいものです。

次に、3 番の B が A から借りる案件ですが、農地法第 3 条の申請で 230 m²を購入し、集積の方で 770 m²を借りています。合わせて下限面積の 1,000 m²をクリアしている訳です。事務局にお願いすることは、このような手段を取らなくても、江田島市の農地が欲しい人、農業をやりたい人、若い農業に興味がある人、市外から移住してくる農業者等、欲しい人に農地を簡単に譲り渡せるよう、下限面積の緩和に取り組んで欲しいものです。私が農業委員になりたかった目的は、この下限面積の問題なので、切にお願いするところです。

事務局長 はい。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画の決定について賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本計画を決定といたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。日程第 5 の協議事項に移ります。事務局は何かありますか

I 委員着席。

兼平書記 佐山の方から説明があります。

佐山書記

3点、皆様に報告することがあります。

1つ目は、先程、冒頭で兼平の方から説明もありました、農業委員会活動記録簿の提出についてです。毎年、記入していただいています記録簿を3月中には、集めようと思っておりますので、記入を溜めている方がいましたら、速やかに記入していただき、提出の準備に備えてください。

2つ目は、毎年集めさせていただきます互助会費についてです。規約では1年間分の会費を事務局が集金し、管理させていただきます。また後日、3月中の集金のお願いを推進委員の皆様にも併せて通知しますので、委員の皆様におかれましても、よろしくお願いいたします。

3つ目は、営農型太陽光発電設備についてです。本来なら、議案にもありましたように農地法第4条申請で営農型太陽光の案件が申請される予定でした。鹿川字●●地区で営農型太陽光発電の申請がある予定で、田中委員、川口、室元推進委員には、現地確認を行っていただきました。申請者、太陽光発電システム業者、営農者は、かなりの意気込みでありましたが、太陽光パネルの設置具合、営農のやり方に問題があり、広島県の就農支援課とも何度も折衝を行いましたが、良い改善点が出せないため申請者からの取下げとなりました。

皆様方は、営農型太陽光発電というのを農業新聞等の記事でも見たことがあると思いますが、今一度、確認のため資料を用意しました。2021年度版営農型太陽光発電取組支援ガイドブックの8ページを御覧ください。写真のように、太陽光パネルの下で農業を行うというものです。それには、色々なルール等の取り決めがあり、江田島市内では、まだ許可されたものはありませんが、他県や他の市町では、許可されていると聞きます。この営農型太陽光発電設備案件は、ルールも厳しいように許可も市町では、許可相当とされ、広島県農業会議の常設審議委員会での諮問を行わなければならないとあります。今回、鹿川の案件は、取下げとなりましたが今後も営農型太陽光の案件は、今後、出てくる案件だと思われ皆様方、農業委員さんに許可権がありますので、今一度、確認の意味も込めて勉強をお願いします。お渡しした資料にもありますように、経済産業省の資源エネルギー庁の太陽光発電による売電の仕組みだと、普通の太陽光から、営農型太陽光への移行が主流となっていくようですので、お忙しいとは思いますが、再認識をお願いします。

山田委員

太陽光パネルの下で営農できる作物、露地で耕作できる作物といえば、限られた露地野菜等しか、耕作できないのではないのでしょうか。

佐山書記

写真資料のように、地面から原則パネルまでの水平高さが、原則で2m以上と決まっています。今回、鹿川の案件では高い箇所では1.2m。低い箇所では、0.5m以内でした。その高さが、どうしても必要な理由があれば許可案件となるのですが、今回は、うまく説明で合意が得られませんでした。高さが2m必要な理由の根拠は、作業しやすい高さ、トラクター等の工作機械が通行できる高さ、日光が入ってくるのに必要な高さを勘案しているといわれております。

久保田委

写真資料のように、枝豆は日陰を好んで耕作できる野菜ですが、今回の鹿川

員 の案件は、何をパネルの下で耕作予定だったのですか。

佐山書記 キクラゲです。太陽光パネルの3方向に暗幕シートをかけて、パネルの下で小さなビニール製のドーム型を設置して、キクラゲを耕作する予定でした。

村上委員 キクラゲだと簡易的な倉庫やコンテナ等で耕作するのが主流だと思いますが、露地でやる予定なのですか。

佐山書記 露地で耕作予定でした。申請者は、高温多湿な環境がキクラゲには良いと言っておられました。

山田委員 キクラゲだとパネルの高さが低くても耕作可能でしょうが、日光を必要とする作物を耕作するのであれば、パネル高さが3mは必要な気がします。

佐山書記 山田委員が言われるように日光が必要な作物を耕作するのであれば、ある程度の高さが必要になります。ですが、高さが倍になってくれば、太陽光パネル設置費も上がります。営農型太陽光は、柱の基礎にセメント基礎を使用するのではなく、簡易的なスクリー型の柱を地中に差し込む、直ぐに撤去できるものでなくてなりません。そのため、江田島市のような島では、台風等、強風の恐れがあるわけですから、パネル高さが、なるべく低い方が良いという訳だそうです。普通の太陽光設備だけだとしたら、セメント基礎を地面に打って、しっかりとした柱で固定して南西方向にパネルを向けるでしょう。もちろん固定資産税は、雑種地課税ですから、農地よりかは、はるかに高額になります。営農型は、パネル下の土地の固定資産税は、あくまでも農地でありますので、安価な課税で営農できて売電も可能で、まさしく一石二鳥なシステムです。だから、ルールもそれなりに厳しくなる訳です。

議長 なぜ、このように営農型太陽光が厳しいのかと言いますと、規制緩和の一環だと思います。経済産業省は、再生エネルギーの拡大と観点から、どんどんと普及していきたい。一方、農林水産省は、農地を守っていかないといけない。両省のせめぎ合いの中からできた許可制度だと思われまますので、厳しめなのだと思います。ですから、皆様方には、よく勉強をしてくるようにと事務局からありましたので、一読してまた、分からないことがありましたら、事務局に質問してください。よろしくお願ひします。

委員 他に意見等、ありますか。

議長 無しの声あり。

議長 全日程が終了しましたので、本総会を終了させていただきます。ありがとうございました。